

## 音威子府村「地域活性化起業人」（BIKKY アトリエ 3 モア）募集要綱

芸術文化振興の取り組みにご協力いただける企業を募集します！（専門人材協力企業募集）

施設 URL～<https://bikkyatelier3more.wixsite.com/atelier3more>

北海道で一番小さな村「音威子府（おといねっぶ）村」は、北海道上川地方北部に位置し自然に囲まれた村です。本村には、道内はもとより全国から生徒を受け入れている村立「北海道おといねっぶ美術工芸高等学校」があり、木工芸や絵画などの美術を学ぶことができる特色ある学校で、まちづくりの中核に位置付け、関係人口創出や移住等の取り組みを推進しています。

さらに今回「地域活性化起業人」を募集しています、村の芸術文化施設である「エコ・ミュージアムおさしまセンター（BIKKY アトリエ 3 モア）」は、世界的な彫刻家である故・砂澤ビッキ氏がアトリエ兼住居として使用していた旧校舎をリノベーションし、同氏の作品をはじめとした箴島（おさしま）地区全体の地域資源をつなぐ拠点です。北海道大学中川研究林や北海道命名の地碑・松浦武一郎、北海道遺産天塩川などの多様な資源を有し、芸術文化や地域資源の発信基地、村民や村立高校在校生、同校卒業生などの人と人をつなぐ場でもあります。

音威子府村の重要な拠点であるエコ・ミュージアムおさしまセンターの運営体制再構築を通じ、広く芸術文化振興の取り組みにご協力いただける企業を募集します。

### 【募集企業】

- ・北海道で一番人口の少ない村でのまちづくりにご賛同、ご協力いただける企業等
- ・本村と地域活性化起業人制度による派遣に関する協定の締結をしていただける企業等
- ・芸術文化振興及び施設運営などに関する専門的知見や技術等を有しており、かつ一定期間本村に社員等を派遣（※注1）協力することができる企業等
- ・国の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」の対象要件となる、三大都市圏に所在する企業等

（※注1）…本村の地域活性化起業人における「派遣」という用語は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律における「労働者派遣」を意味するものではなく、人を送り遣わすことを意味する一般用語を意味します。

【募集期間】 令和6年4月1日から採用決定（令和6年度中）まで

※期間中に応募があり、派遣元企業候補先との調整が完了した場合には、ただちに募集を終了します。なお、期間中に応募がない場合は、以降随時募集とします。

【派遣希望人数】 地域活性化起業人 1名

【派遣開始日】 令和6年4月1日以降 ※派遣元企業と協議により決定

### 【事業概要（ミッション）】

○施設運営体制再構築業務

- ・エコ・ミュージアムおさしまセンター（芸術文化施設）の魅力化を図るため、施設の継続的かつ発展的な運営を目指し、運営体制の見直しや適切な運営体制の再構築を行っていただきます。
- ・運営体制再構築を行い、地域活性化起業人の任期後に新体制での運営に移行ができるよう、関係各所との協議・検討を推進していただきます。

#### ○芸術文化振興に関する業務

- ・エコ・ミュージアムおさしまセンター魅力化に関する取り組みの推進

行政担当部署及び施設スタッフ（地域おこし協力隊）が取り組む、下記の実務及びコーディネートを行います。この業務を通じて、総合戦略推進や今後の運営体制再構築に結びつくよう幅広い視点で取り組み、芸術文化振興を通じたまちづくりの推進を目指します。

##### ①人と人とのつながりづくり構築推進

- ・施設スタッフと、地域住民・高校生（卒業生含）・ボランティアスタッフ等との協働体制づくりの推進及びコーディネート
- ・交流拠点としての機能強化に向けた取り組み推進及びコーディネート

##### ②魅力化に向けた施設運営推進

- ・施設での接客、館内清掃美化など、運営に関することのコーディネート
- ・来館者への解説、作品ガイドの質の向上

##### ③フィールドを活かした施設魅力化推進

- ・施設ギャラリーでの企画展示業務及びコーディネート
- ・ウェブやSNSでの世界に向けた情報発信、紙面発行物編集コーディネート
- ・喫茶及びグッズコーナーの管理および魅力化コーディネート
- ・エコ・ミュージアム構成資源（北大研究林、北海道命名の地等）の利活用推進

##### ④所蔵作品および関連資源の調査研究、資料整理コーディネート

- ・砂澤ビッキ、構成資源に関する調査研究、資料整理

#### ◇エコ・ミュージアムおさしまセンターを中心とした総合戦略目標の達成

本村「第2期音威子府村まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定している、各種目標及び具体的な施策について、エコ・ミュージアムおさしまセンター魅力化により目標達成を目指します。特に総合戦略で関連する数値目標や施策、効果などは下記の通りです。

##### （基本目標2）卒業生の雇用の場創出や多様な人材活躍の推進

- ・卒業生の新規就業者数 5人/5年間
- ・村内で不足する各分野での担い手確保、働く場の創出

##### （基本目標3）高等学校を軸とした人の流れの促進

- ・卒業生の移住者数 5人/5年間
- ・展覧会（イベント）入場者数 2,000人/年
- ・将来的なUターン促進に向けた、在校生及び卒業生との関係性づくり

- ・地域ブランド力の向上、村の魅力を活かした新たな人の流れの創出  
(基本目標 4) : 高校生参加による個性的で魅力あるまちづくり
- ・高校生参加まちづくり事業 3 事業/年間
- ・特色 (デザイン) を活かした高校生のまちづくり参加
- ・在校生及び卒業生と企業連携による、地域経済の活性化

### 【募 集 対 象】

- 三大都市圏 (国土利用計画 (全国計画) (平成 20 年 7 月 4 日閣議決定) に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。) に所在する企業等に勤務する者 (三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。) であること (ただし、入社後 2 年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。)
- 6 月以上 3 年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

▽詳細につきましては、下記をご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000744228.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000744228.pdf)

- 業務に伴う村内移動等を自ら対応できる方
- 協定で定めた期間、継続して本村に派遣され、事業概要 (ミッション) 達成に必要な知見や実績、技能、能力等を有し、業務に従事できる方
- 心身ともに健康で、地域住民とコミュニケーションをとりながら積極的に取り組める方
- スケジュール感を持ち、関係者との協議や調整を円滑に進めることが得意な方
- 業務全体を俯瞰し、多角的な視野で物事をとらえることができる方
- 芸術やアートを通じたまちづくりに関心のある方
- 施設運営や地域資源魅力化の知見や実績を有する方

### 【勤 務 地 ほ か】

- 勤務場所は、エコ・ミュージアムおさしまセンターまたは音威子府村総務課地域振興室もしくは地域おこし協力隊等活動拠点施設
- 派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣とします。
- 労働時間をはじめとした労働条件については、本村の条例、規則等を原則とし、派遣元企業と協議するものとします。
- 派遣期間中は、音威子府村の休日を守る条例 (平成 7 年施行音威子府村条例第 1 号) に規定する日を除いた日の半数以上を、音威子府村内で勤務することとします。
- 派遣される社員に対して、音威子府村への住民票の異動を求めません。

### 【待遇・福利厚生】

- 派遣期間中の社会保険、福利厚生、給与等は、派遣元企業の規定等によるものとします。

○車両借上料：月額／15,000円（活動の必要に応じて自家用車を借上げ）

○住宅（要協議）：旧高齢者生活福祉センター居住部門をお勧めします。

（鉄筋ワンルーム1階・玄関・風呂・ランドリーが共用、家賃月額（上下水道・電気料・暖房費・税込）：夏期17,000円～22,000円・冬期20,000円～27,000円）

**【派遣期間】** ミッション達成完了を目標として6ヶ月以上3年未満（派遣元企業と協議）  
（※ただし、令和7年度以降は毎年度予算成立が条件）

**【費用負担】** 社員の派遣・従事等に要する費用として、年額560万円を限度として派遣元企業に負担します。（※ただし、派遣開始が年度途中となる場合は月割りにより計算）

### **【手続き方法等】**

○専門人材派遣をご検討いただける場合、また詳細内容の確認や派遣検討に向けた協議等、ご対応いただける企業は、下記担当までご連絡をお願いいたします。

○ご応募の場合は、下記の書類提出をお願いいたします。

①音威子府村地域活性化起業人申出書（指定様式）

②会社概要がわかる資料（任意様式）

③派遣予定社員の職務経歴書（任意様式）

○申出書等により「書類選考」を実施し、通過された方（企業）に対してヒアリングによる最終選考を行います。

○最終選考の結果は文書にて通知します。本村での派遣の受け入れを決定した場合、派遣元企業との調整、協定等締結の諸手続きを行います。

### **▼お問い合わせ先**

〒098-2501

北海道中川郡音威子府村字音威子府444番地1

音威子府村役場 総務課地域振興室

TEL：01656-5-3311

E-mail：tiikishinkou@vill.otoinepu.hokkaido.jp

〔様式〕

令和 年 月 日

## 音威子府村地域活性化起業人申出書

音威子府村長 遠藤 貴幸 宛

住 所：

商号又は名称：

代 表 者：

音威子府村において募集している地域活性化起業人について、募集内容を承諾の上、次の通り申し出ます。

なお、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱について（通知）」（令和3年3月30日総行応第78号）に定める派遣元企業及び地域活性化起業人としての要件を満たしていること、また提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 申出内容

派遣社員氏名（ふりがな）		
勤務年数（令和6年4月1日現在）		
派遣可能期間		
派遣可能開始日		
月当たりの派遣可能日数		
派遣調整担当者	所属	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
	メールアドレス	

※派遣社員が申出時点において決まっていない場合は、派遣社員の氏名・勤務年数の欄は、空白のままです。

#### 2 添付書類

- ・会社概要がわかる資料（任意様式）
- ・派遣予定社員の職務経歴書（任意様式）

#### 3 誓約事項

- ・自社または自社の役員等が、「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）」、「暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）」、「暴力団員と密接な関係を有する者」に該当しないこと。
- ・国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。